

山梨県公報

号外第八十号
平成二十二年
十一月三十日

火 曜 日

平成二十二年十一月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第三十九号

山梨県知事、副知事の給料及び旅費条例等の一部を改正する条例

(山梨県知事、副知事の給料及び旅費条例の一部改正)

第一条 山梨県知事、副知事の給料及び旅費条例(昭和二十六年山梨県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

別表中「一、二六〇、〇〇〇円」を「一、二五〇、〇〇〇円」に、「九七〇、〇〇〇円」を「九六〇、〇〇〇円」に改める。

(山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第二条 山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和三十一年山梨県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「九二〇、〇〇〇円」を「九一〇、〇〇〇円」に、「八三〇、〇〇〇円」を「八二〇、〇〇〇円」に、「七八〇、〇〇〇円」を「七七〇、〇〇〇円」に改める。
第五条第二項中「百分の百二十」を「百分の百四十五」に、「百分の百六十五」を「百分の百五十」に改める。

第三条 山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百四十五」を「百分の百四十」に、「百分の百五十」を「百分の百五十五」に改める。

(山梨県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第四条 山梨県教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和二十五年山梨県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「八十万円」を「七十九万円」に改める。

(山梨県常勤監査委員の給料及び旅費条例の一部改正)

第五条 山梨県常勤監査委員の給料及び旅費条例(昭和三十四年山梨県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「七十八万円」を「六十一万円」に改める。

(山梨県公営企業の管理者の給料及び旅費に関する条例の一部改正)

第六条 山梨県公営企業の管理者の給料及び旅費に関する条例(昭和四十一年山梨県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「八十二万円」を「八十一万円」に改める。

(山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例の一部改正)

条例のあらまし

山梨県知事、副知事の給料及び旅費条例等の一部を改正する条例……………一

山梨県知事、副知事の給料及び旅費条例等の一部を改正する条例(条例第三十九号)(人事課)

- 1 知事、副知事、議会議員、教育長、常勤監査委員及び公営企業管理者の給料又は議員報酬の額を一万円(常勤監査委員は、十七万円)引き下げることとした。
- 2 知事、副知事、議会議員、教育長、常勤監査委員及び公営企業管理者に係る期末手当について、次に掲げる改正を行うこととした。
 - (一) 期末手当の加算率を百分の四十五に引き上げることとした。
 - (二) 平成二十二年十二月期の支給月数を一・五月に引き下げることとした。
 - (三) 平成二十三年以降の支給月数を六月期については一・四月に引き下げ、十二月期については一・五五月に引き上げることとした。
- 3 平成二十二年十二月一日から平成二十三年十一月三十日までの間、次に掲げる議会議員の議員報酬については、それぞれ当該議員報酬の月額から当該額に次に掲げる率を乗じて得た額を減額することとした。
 - (一) 議長 百分の五
 - (二) 副議長 百分の四
 - (三) 議員 百分の三
- 4 この条例は、平成二十二年十二月一日から施行することとした。ただし、2(三)については、平成二十三年四月一日から施行することとした。

条 例

山梨県知事、副知事の給料及び旅費条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

第七条 山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例（昭和二十七年山梨県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中「百分の百二十」を「百分の百四十五」に、「百分の二百十七・五」を「百分の百五十」に改める。

第八条 山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例の一部を次のように改正する。

第三条中「百分の百九十二・五」を「百分の百四十」に、「百分の百五十」を「百分の百五十五」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十二年十二月一日から施行する。ただし、第三条及び第八条の規定は、平成二十三年四月一日から施行する。

（山梨県議会議員の議員報酬の特例）

2 平成二十二年十二月一日から平成二十三年十一月三十日までの期間に係る議長、副議長及び議員の議員報酬の月額、第二条の規定による改正後の山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第一条の規定にかかわらず、議長にあつては同条に定める議長の議員報酬の月額から当該月額に百分の五を乗じて得た額を減じた額とし、副議長にあつては同条に定める副議長の議員報酬の月額から当該月額に百分の四を乗じて得た額を減じた額とし、議員にあつては同条に定める議員の議員報酬の月額から当該月額に百分の三を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第二条及び第三条の規定による改正後の山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第五条第二項に規定する期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額については、第二条の規定による改正後の山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第一条に定める額とする。

（山梨県議会議員の報酬の特例に関する条例の廃止）

3 山梨県議会議員の報酬の特例に関する条例（平成十五年山梨県条例第七十号）は、廃止する。